

みなまぐろ保存委員会(CCSBT)の概要

1. 発効：1994年5月20日
2. 加盟国：日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ
(台湾、EUは加盟国ではないが、CCSBT拡大委員会にメンバーとして参加)
(このほか、フィリピンはCCSBTの取組に協力する「協力的非加盟国」)
3. 目的：ミナミマグロの保存及び最適利用の確保
4. 適用対象：ミナミマグロ（水域の限定はなし）
5. 規制措置：総漁獲可能量及び割当量等の保存管理措置を全会一致により決定

	2015-2017(各年)	(参考)2014
日本	4,737t	3,403t
豪州	5,665t	5,193t
韓国	1,140t	1,045t
台湾	1,140t	1,045t
ニュージーランド	1,000t	918t
インドネシア	750t	750t
南アフリカ	150t	40t
EU	10t	10t
フィリピン	45t	45t
調査死亡枠(*1)	10t	-
総漁獲可能量(TAC)	14,647t	12,449t

*1: メンバーが実施する科学調査のための枠

(参考)我が国においては、2016年漁期(*2)に、まぐろはえ縄漁船89隻がミナミマグロ操業に参加。

*2: 我が国の漁期は4月～翌3月